

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

専門委員会（指導者養成委員会・公認コーチライセンス）

<主旨>

第 1 条 バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上及びコーチの組織化を図るため、一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）は、公益財団法人日本体育協会（以下、「日体協」という）及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）と一体となって「公益財団法人日本バスケットボール協会公認ライセンス制度」に従う。

<目的>

第 2 条 本制度は、次の事項の達成を図ることを目的とする。

- 1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上を図ること。
- 2) バスケットボール競技の普及発展及び強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- 3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- 4) 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

<コーチライセンスの種類と役割>

第 3 条 JBAが認定するコーチライセンスの種類と役割は、次のとおりとする。

ライセンス/「日体協コーチ資格」	役割
JBA公認S級コーチ	トップリーグで指導する
JBA公認A級コーチ 「日体協公認上級コーチ」	全国トップレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる
JBA公認B級コーチ 「日体協公認コーチ」	ブロックレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる
JBA公認C級コーチ 「日体協公認上級指導員、日体協公認指導員」	都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導等にあたる
JBA公認D級コーチ	地区レベルのチームにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた技術指導にあたる
JBA公認E-1級コーチ	チームにおいて、基礎的な指導にあたる
JBA公認E-2級コーチ	チームにおいて、チームの引率にあたる

2) コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は次のとおりとする。

県大会名	区分	県	東北	全国
県男女総合兼全日本総合秋田県代表決定戦	地域	E-1		D
	オープン	E-1		D
	オーバーエイジ	E-1		D
	エンジョイ	E-1		D
	大学	E-1		D
	高専	※1		D
	U-18	※1		D
秋田県民体育大会	地域	E-1	C	C

	オープン	E - 1	C	C
	オーバーエイジ	E - 1	C	C
	エンジョイ	E - 1	C	C
	大学	E - 1	C	C
	高専	※1	C	C
	U - 18	※1	C	C
地域リーグ	地域		D	
オープンリーグ	オープン	E - 1		
オーバーエイジリーグ	オーバーエイジ	E - 1		
エンジョイリーグ	エンジョイ	E - 1		
チャンピオンシップ	地域			D
県社会人選手権大会	オープン	E - 1	D	D
県オーバーエイジ選手権大会	オーバーエイジ	E - 1	E - 1	E - 1
県レディース選手権大会	エンジョイ	E - 1		E - 1
高校総体	U - 18	※1	※1	※1
高校選手権大会（ウィンターカップ）	U - 18	※1		D
高校新人大会	U - 18	※1	※1	
中学校春季大会	U - 15	※1		
中学校総体	U - 15	※1	※1	※1
中学校秋季大会	U - 15	※1		
県ミニバス夏季大会	U - 12	E - 1	E - 1	
県ミニバス大会	U - 12	E - 1	E - 1	D
大学選手権ほか	大学		※2	※2
高専大会	専門学校		※1	C

※1 ライセンスを取得していることが望ましい

※2 東北1次リーグ参戦チームは「D級」、以外のチームはライセンスを取得していることが望ましい

※ コーチライセンスの公式競技大会における県大会の適用は、2018年4月1日より施行する、但し2018年度内にE-1級コーチライセンスを受講・取得する者については、2018年度に限りコーチライセンスの猶予を認める事とする。

<コーチの養成>

第4条 JBA、日体協及び本協会は、第3条第1項のコーチライセンス取得のため、次のコーチ養成講習会を実施する。

ライセンス別講習会	担当
JBA公認S級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認A級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認B級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認C級コーチ養成講習会	本協会
JBA公認D級コーチ養成講習会	本協会
JBA公認E級コーチ	本協会

2) コーチ養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

<コーチライセンスの認定及び登録>

第 5 条 コーチライセンスの認定及び登録は、次のとおりとする。

- 1) 第 4 条第 1 項で定めたコーチ養成講習会を終了し、所定の検定試験に合格した者に J B A がコーチライセンスを認定する。
- 2) 前号により認定されたコーチは、別に定める「コーチ登録規程」に基づき J B A に登録しなければならない。

<リフレッシュ研修>

第 6 条 第 5 条により認定及び登録されたコーチは、J B A 公認 E-1 級コーチ及び J B A 公認 E-2 級コーチを除き、別に定める「コーチ登録規程」に基づき、コーチライセンス取得後の研修会（以下、リフレッシュ研修）という）に参加しなければならない。

<指導者育成委員会>

第 7 条 本協会は、コーチ養成講習会の実施、コーチライセンスの認定及び登録、リフレッシュ研修の実施、県内コーチの指導力向上のため、指導者育成委員会を設置する。

- 1) コーチライセンス取得者相互の親睦・研鑽、資質、指導力の向上及びバスケットボール指導活動の促進方策について協議するために本協会の指導者育成委員会は、次に掲げる事項について協議する
 - (1) バスケットボール競技の本質、指導に関する調査・研究
 - (2) コーチ養成のためのカリキュラム開発
 - (3) コーチライセンス取得者に対する研修
 - (4) 県内コーチの指導力向上のための講習会の開催
 - (5) 海外のコーチ及び競技者養成システムの調査・研究

<コーチライセンス取得者の権利>

第 8 条 コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。

- 1) J B A が発信するコーチ向け情報の閲覧
- 2) J B A 及び本協会が実施する研修会等への参加
- 3) J B A が主催する競技会への入場（J B A の指示による）

付 則 1 本細則は、2017 年 12 月 16 日より施行する。